平成２２年（フ）第１０１号
千葉県印西市滝野３丁目７番１号405
債務者　釜道　　哲
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０２号
千葉県印西市滝野３丁目７番１号405
債務者　釜道　敏子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１４号
千葉県八街市八街に53番地270
債務者　山下　　潤
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２２号
千葉県八街市文違301番地3045
債務者　小林　　力
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３０号
千葉県八街市大木630番地９
債務者　波田野幸代
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７６号
岐阜県揖斐郡大野町大字桜大門150番地
債務者　三輪　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０３３号
愛知県春日井市如意申町６丁目18番地６　クレアールヒロタ202号
債務者　小林　一人
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７０号
名古屋市緑区大高町字北横峯１番地の３　市営大高荘２棟102号
債務者　河合佳代子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０８号
愛知県清須市西須ケ口21番地１　エスポワール丹羽201
債務者　加藤　遣打
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３０号
名古屋市南区外山１丁目４番13号　レセンテ新瑞104号
債務者　鈴木　彰宏
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
北海道根室市花園町３丁目29番地
債務者　山崎　　哲
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第２３号
北海道根室市花園町３丁目29番地
債務者　山崎　由奈（旧姓城野）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３８６９号
大阪市旭区新森３丁目18番８号ハイツ篠島302号
債務者　松本　昭子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１２号
神奈川県藤沢市長後2501番地の13
債務者　鈴野真由美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１４号
横浜市保土ケ谷区帷子町１丁目34番地３　フローレンスパレス保土ケ谷駅前通り401号室
債務者　比嘉ロサナこと　ヒガ　ペレス　ロサナ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６５号
神奈川県大和市上草柳８丁目２番35―107号
債務者　大水　恵子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８１号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目16番地10　パークハイム瀬谷101号
債務者　三田　光与
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部